

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4811<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2013年)平成25年 9月10日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 延滞税の計算方法

**Q**：延滞税は、どのように計算するのですか？

**A**：次のように計算します。

### 【解説】

延滞税は、修正申告や期限後申告をした場合に課せられる税金で、原則として、法定納期限の翌日から未納税額を完納する日までの期間に応じて計算されます。

しかし、税務調査が通常、申告期限から数年経過した後に行われるため、延滞税を原則どおり計算すると、かなり多額になるということもあって、申告期限から1年以上経過した後に修正申告等が行われた場合には、その1年を経過する日の翌日から修正申告書の提出した日までの期間については、延滞税を計算する期間から控除してくれることとなっています。

なお、この場合の延滞税の税率は、法定納期限から1年間及び納期限(修正申告書提出日)から2ヶ月は7.3%となっており、2ヶ月を超えると14.6%となっています。

ただし、この税率は、平成26年1月1日以後の期間に対応する部分については、7.3%が3.0%に、そして14.6%が9.3%に軽減されています。

